

ミャンマーの総選挙に対する決議

2021年2月1日のミャンマー国軍による軍事クーデターから4年以上経過した。その下で、ミャンマー国軍は、2025年12月から2026年1月までの間に「総選挙」を実施することを明らかにしている。

この「総選挙」の「準備」として8月1日に戒厳令は解除されたが、軍が行政、司法、立法の全権を掌握しており、依然として民主化運動の弾圧は続き、少数民族が住む一部の地域では民主派勢力との戦闘が激化していることに変わりはない。

岩屋毅外務大臣は「緊急事態宣言解除を受けたミャンマー情勢について（2025年8月1日）」において、「我が国としては、総選挙は民主的な政治体制の回復に向けたプロセスとして位置づけられるべきと考えています。被拘束者の解放や当事者間の真摯な対話を始めとする政治的進展に向けた動きが見られないまま総選挙が実施されるような事態となれば、ミャンマー国民によるさらなる強い反発を招きかねず、平和的解決がより困難になることを深刻に懸念します」との談話を発表。総選挙に対しての強い危機感を表明した。

さらに、ミャンマー国軍に対して（1）暴力の即時停止、（2）アウン・サン・スー・チー氏を含む被拘束者の解放、（3）民主的な政治体制の早期回復を要求している。また、「本年3月の地震による被災や長引く紛争によりミャンマーの人々の生活が影響を受けていることを受け、人道支援や国民生活向上のための支援をミャンマーの人々に直接裨益する形で積極的に行っていきます」と表明した。

これを受けて、ミャンマー国民統一政府駐日代表事務所（NUG）は、「日本政府がこうした友好と共感の思いを明確に示してくださったことに、心より深く感謝を申し上げます」との見解を発表している。

以上のことを踏まえて糸満市議会は、以下のことを決議する。

記

1. ミャンマー国軍は国民に対する暴力を即時に停止すること
2. ミャンマー国軍はアウン・サン・スー・チー氏を含む被拘束者を即時解放すること
3. ミャンマー国軍は民主的な政治体制の早期回復について具体的な対策を講じること
4. 日本政府はミャンマーの総選挙を容認しないこと
5. 日本政府はミャンマー国民への物心両面にわたるさらなる支援の強化拡充を図ること

令和7年9月29日

糸 満 市 議 会